

## 定期積金＜隔月掛込型＞

（2022年10月11日現在）

商品名（愛称）	・定期積金 愛称『長寿積金』	
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫で公的年金（国民年金・厚生年金・共済年金）を受け取っている個人の方。（個人事業主を含む）</li> <li>※「裁定請求書」、「年金受給権者住所・支払機関変更届」提出者を含みます。</li> <li>※「基金」は対象外とさせていただきます。</li> </ul>	
契約期間	・1年、2年、3年、4年、5年	
掛込	掛込方法	・年金受け取り口座（普通預金）から偶数月の15日以降に自動振替となります
	掛込金額	・1,000円以上
	掛込単位	・1,000円単位
支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います	
利息 （給付補 填金）	適用金利	<ul style="list-style-type: none"> <li>・固定金利</li> <li>・契約時に証書に表示する約定年利回りを満期日まで適用します</li> </ul>
	給付補填金の支払方法	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います
	計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付補填金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります（なお、マル優は利用できません）</li> <li>平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> </ul>	
手数料	—	
付加できる特約事項	—	
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・満期日前に解約する場合は、①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います</li> <li>・掛金総額が掛け込まれないまま満期日以後解約する場合、満期日までの利息は、①、②の解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います</li> <li>① 初回掛込日から解約日（満期日前に解約する場合）、満期日（掛金総額が掛け込まれないまま満期日以後に解約する場合）までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率</li> <li>② 初回掛込日から解約日（満期日前に解約する場合）、満期日（掛金総額が掛け込まれないまま満期日以後に解約する場合）までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%（ただし、小数点第3位未満は切り捨て計算し、解約日における普通預金利率を下限とします）</li> </ul>	
金利情報の入手方法	・金利（年利回り）は窓口へご照会ください	

<p><b>苦情処理措置・ 紛争解決措置</b></p>	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室（9時～17時、電話：0265-74-9618）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室また全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p><b>その他参考となる 事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます</li> <li>• 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します</li> <li>• 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）</li> </ul>